

【松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金申請手続きに係る注意事項】

〈手続き上の注意点〉

1. 令和4年3月31日(木)までに実績報告書類を提出できることを補助金交付の要件としています。実績報告書類の提出に際しては、必要な添付書類を全てそろえていただく必要がありますので、提出期限までに全ての書類が準備できることをご確認のうえ、補助金申請をご計画されるようご注意ください。(当該期限に間に合わない場合、補助金を交付することができません。期限延長等の手続きはありませんので、ご注意ください。)

〈書類記入上の注意点等〉

1. 申請書類等の記入に、消えるペンは使用できません。
2. 押印が必要な書類について訂正等を行う場合は、見え消し修正し、訂正印を押して下さい。(修正する書類に使用した印と同一のものを、訂正印として使用して下さい。砂消し、修正液、修正テープ等による修正はできませんので、ご注意ください。)
3. 補助金は補助事業者に交付するものです。口座振替依頼書には、補助事業者と同一名義の金融機関口座をご記入下さい。

〈各設備共通〉

1. 申請者について
 - 本補助金の「申請者」は、市民の方です。提出書類に記載していただく「申請者」は全て市民の方になります。
2. 契約について
 - 設置工事契約又は対象設備付き住宅の売買契約は、申請前に行ってください。
3. 印鑑について
 - 提出書類に使用する印鑑は、全て同一の印鑑を使用してください。
4. 事業内容変更の場合
 - 工事期間や設備種類、部材等の変更がある場合、事前に変更届の提出が必要となります。お早めにご相談ください。
5. その他
 - 補助事業に係る関係書類は、適切に保管、管理して下さい。また、申請書類等、市に提出される書類についても、控えを保管されるなどし、申請内容、報告内容等を補助事業者が把握していない(分からない)といったことの無いようご注意ください。
 - 補助事業として設置した設備は法定耐用年数以上使用することとしています。(関係書類等を紛失、処分等されないようご注意ください。)